

議案第50号

大阪市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を 改正する条例案

大阪市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例（平成25年大阪市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「短期大学」を「短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）」に、「卒業した後」を「卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」に改め、同条第8号中「又は水道環境」を削る。

第5条第2号中「卒業した後」を「卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」に、「については6年」を「（専門職大学前期課程を修了した者を含む。第4号及び第5号において同じ。）については6年」に改め、同条第4号中「卒業した後」を「卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に行われた技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として水道環境を選択したものに係るこの条例による改正後の大阪市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例第4条第8号の適用については、その者を同法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者であつて、選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものとみなす。

平成31年 2 月 7 日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

水道の布設工事の施工に関する監督業務を行う者及び水道技術管理者の資格を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例 (抄)

(布設工事監督者の資格)

第4条 法第12条第2項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) - (2) 省 略

(3) 学校教育法による短期大学(同法による**専門職大学の前期課程**(以下「**専門職大学前期課程**」**という。**)を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(専門職大学前期課程**にあつては、修了した後**)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) - (7) 省 略

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択した者に限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第5条 法第19条第3項に規定する条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) 省 略

(2) 前条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程**にあつては、修了した後**)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程を修了した者を含む。第4号及び第5号において同じ。)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 省 略

(4) 前条第1号、第3号又は第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後(専門職大学前期課程**にあつては、修了した後**)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については5年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については7年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) - (6) 省 略